

津市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱

平成31年1月15日訓第2号

改正 令和4年3月18日訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の地震に対する安全性の向上及び市民の防災意識の高揚を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 本市の区域内において道路等に面して設置された塀及び門柱であって、コンクリートブロック、石材、レンガその他これらに類するものにより築造されたもの（2段積み以上のものに限る。）をいう。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路その他一般交通の用に供している通路をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全部を解体し、撤去することをいう。
- (4) 改修 撤去を行い、新たにフェンス等を設置することをいう。
- (5) フェンス等 フェンス、板塀等（生け垣を除く。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に適合する塀であって、その設置について安全を確保できるものとして市長が適当と認めるものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「津市ブロック塀等撤去改修事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等の撤去又は改修（以下「補助事業」という。）を行う当該ブロック塀等の所有者（以下「交付対象者」という。）に対し、当該補助事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 撤去するブロック塀等の高さが、道路等地盤面から1メートル以上であること。
- (2) 本市が行う調査により、撤去するブロック塀等に建築基準法令の明らかな違反がないと認められること。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次に掲げる額の合計額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 撤去に要する費用又は撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）
 - (2) フェンス等の設置に要する費用又は設置するフェンス等の延長（撤去したブロック塀等の延長を限度とする。）に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）
- 2 前項各号の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、撤去するブロック塀等の存する一の敷地につき1回に限り、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、撤去工事に着手する日の10日前とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 撤去するブロック塀等の付近見取図
- (2) 撤去前のブロック塀等の配置図及び写真
- (3) フェンス等の計画図面（改修の場合に限る。）
- (4) 交付対象経費に係る見積書の写し
- (5) 補助金代理請求及び受領予定届出書（補助金の交付請求及び受領を補助事業を実施する事業者委任する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助事業実施後の写真
- (2) 交付対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 契約書又はこれに代わる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年1月16日から施行する。

附 則（令和4年3月18日訓第10号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 津市ブロック塀等撤去改修事業補助金交付要綱（平成31年津市訓第2号）の一部を次のように改正する。

(略)